



平成 29 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社 は せ が わ  
代表者の 代表取締役社長 江 崎 徹  
役職氏名  
(コード番号：8230 東証第1部・福証)

問合せ先 経営管理部長 槻木 紘一郎

T E L 03-6801-1074

### 定時株主総会の付議議案に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 12 日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 20 日開催予定の第 51 期定時株主総会の付議議案について決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

なお、取締役、監査役及び補欠監査役の選任につきましては、平成 29 年 6 月 20 日開催予定の第 51 期定時株主総会での承認可決後、正式に就任の予定です。

#### 記

#### 1. 定時株主総会付議議案

第 1 号議案 取締役 8 名選任の件

第 2 号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈並びに役員退職慰労金制度の廃止に伴う退職慰労金打切り支給の件

第 3 号議案 取締役に対する株式報酬制度導入の件

第 4 号議案 補欠監査役 1 名選任の件

#### 2. 各議案の概要

##### ① 第 1 号議案 取締役 8 名選任の件

第 51 期定時株主総会終結の時をもって、取締役全員（9 名）が任期満了となります。

つきましては、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行なえるよう 1 名減員し、取締役 8 名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

	氏名	現職務
重任	長谷川 房生	代表取締役会長
重任	江 崎 徹	代表取締役社長
重任	川 江 充	常務取締役
重任	砂 田 浩 孝	取締役
重任	堀 尾 淳 美	取締役
重任	中 谷 泰 文	取締役
重任	茶 木 正 安	社外取締役
重任	森 山 弘 和	社外取締役

※ 茶木正安氏及び森山弘和氏は、社外取締役候補者であります。

② 第2号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈並びに役員退職慰労金制度の廃止に伴う退職慰労金打切り支給の件

第51期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任される取締役井上健一氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の定める役員退職慰労金支給規程（平成28年7月1日改定）に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
井上 健一	平成17年6月 当社取締役 平成24年6月 当社取締役副社長 平成26年6月 当社代表取締役社長 平成28年4月 当社取締役 現在に至る

また、当社は本日の取締役会において、第51期定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することを決議いたしました。

これに伴い、第51期定時株主総会 第1号議案をご承認いただいた場合に再任される取締役（既に役員退職慰労金制度を廃止した社外取締役を除く）長谷川房生、江崎徹、川江充、砂田浩孝、堀尾淳美、中谷泰文の6氏及び在任中の監査役（既に役員退職慰労金制度を廃止した非常勤監査役を除く）廣瀬稔氏に対し、それぞれ本総会終結時までの在任中の功労に報いるため、当社の定める役員退職慰労金支給規程（平成28年7月1日改定）に従い相当額の範囲内で退職慰労金を打切り支給したいと存じます。

なお、その支給の時期につきましては、各取締役及び常勤監査役の退任時とし、その具体的金額、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

打切り支給の対象となる取締役及び常勤監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
長谷川 房生	昭和57年12月 当社取締役 昭和59年1月 当社専務取締役 平成18年6月 当社取締役副社長 平成20年4月 当社代表取締役社長 平成26年6月 当社代表取締役会長 現在に至る
江崎 徹	平成23年6月 当社取締役 平成26年6月 当社取締役副社長 平成28年4月 当社代表取締役社長 現在に至る
川江 充	平成24年6月 当社取締役 平成26年6月 当社常務取締役 現在に至る
砂田 浩孝	平成28年6月 当社取締役 現在に至る
堀尾 淳美	平成26年6月 当社取締役 現在に至る
中谷 泰文	平成26年6月 当社取締役 現在に至る
廣瀬 稔	平成24年6月 当社常勤監査役 現在に至る

### ③ 第3号議案 取締役に対する株式報酬制度導入の件

#### 1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

本議案は、役員退職慰労金制度を廃止し、これに代わるものとして、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、断りがない限り、本議案において同じとする。）に対する新たな株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」（以下「本制度」という。）を導入することについて、第51期定時株主総会にてご承認をお願いするものであります。

本議案は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。当社としては、かかる目的に照らし、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、平成25年6月20日開催の第47期定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬限度額（年額400百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とは別枠として、新たな株式報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額の算定方法及び内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2.の枠内で、取締役会にご一任頂きたいと存じます。

現時点において、本制度の対象となる取締役は7名ですが、第51期定時株主総会第1号議案が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は6名となります。

#### 2. 本制度に係る報酬等の額の算定方法及び内容

##### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」という。）を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」という。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時とします。

##### (2) 本制度の対象者

取締役（社外取締役及び監査役は、本制度の対象外とします。）

##### (3) 信託金額

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、平成30年3月末日で終了する事業年度から平成34年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度（以下、当該5事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する5事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」という。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、取締役への当社株式等の給付を行なうため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、本信託設定（平成29年8月（予定））時に、当初対象期間に対応する必要資金として見込まれる相当額の金銭を拠出し、本信託を設定します。本制度に基づき取締役に対して付与するポイントの上限数は、下記（5）のとおり、1事業年度当たり80,000ポイントであるため、本信託設定時には、直前の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を考慮して、400,000株を取得するために必要と合理的に見込まれる資金を本信託に拠出いたします。なお、

ご参考として、平成 29 年 5 月 11 日の終値 465 円を適用した場合、上記の必要資金は、約 186 百万円となります。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく取締役への給付を行なうために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行なう場合において、すでに信託財産内に残存する当社株式（取締役が付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する給付が未了であるものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等は次期対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、次期対象期間に関する追加拠出額を算出するものとします。

なお、当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

#### (4) 当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（3）により拠出された資金を原資として、取引市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとし、新株発行は行ないません。したがって、本信託による当社株式の取得に際し、当社の発行済株式総数が増加することはなく、希薄化が生じることはございません。

なお、当初対象期間につきましては、本信託設定後遅滞なく、400,000 株を上限として取得するものとします。本信託による当社株式の取得等の詳細につきましては、適時適切に開示いたします。

#### (5) 取締役給付される当社株式等の数の具体的な算定方法

取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位により定まる数のポイントが付与されます。取締役に付与される 1 事業年度当たりのポイント数の合計は、80,000 ポイントを上限とします。これは、上記 1. に記載の取締役の報酬限度額（年額 400 百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役に付与されるポイントは、下記（6）の当社株式等の給付に際し、1 ポイント当たり当社普通株式 1 株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行なわれた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行ないます。）。

下記（6）の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役のポイント数は、原則として、退任時まで当該取締役に付与されたポイント数に退任事由別に設定された所定の係数（1 を超えないものとする。）を乗じて得たポイント数（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」という。）とします。

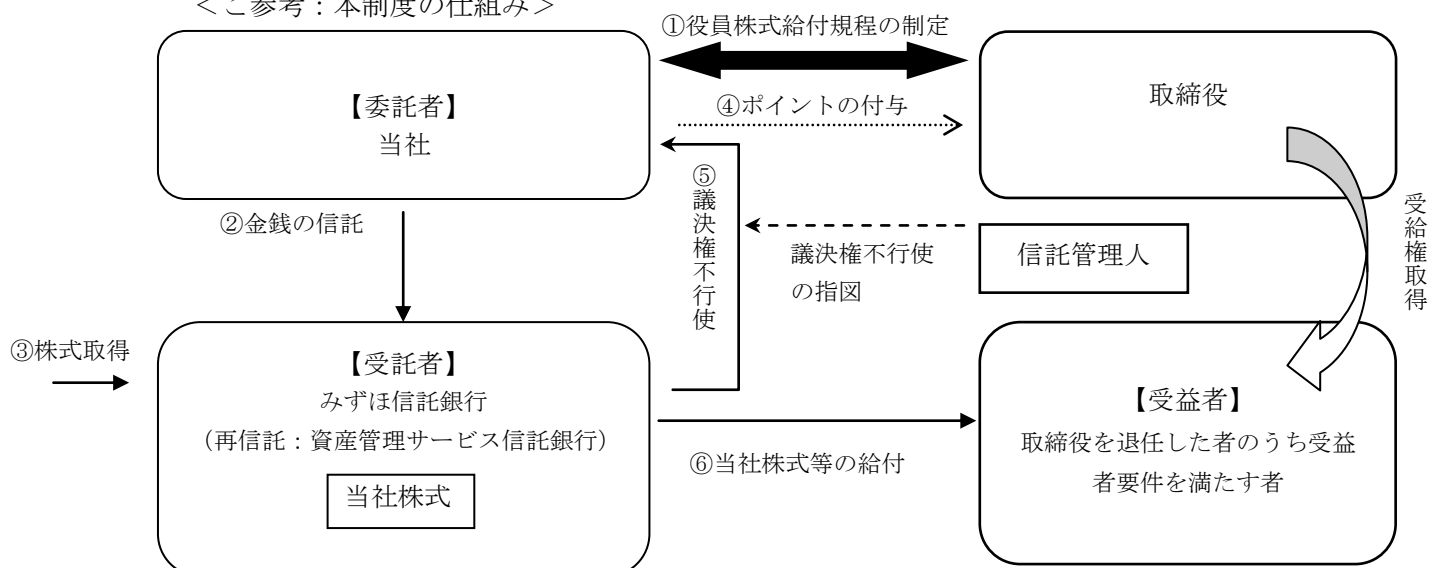
#### (6) 当社株式等の給付及び報酬等の額の算定方法

取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役は、所定の受益者確定手続を行なうことにより、退任後に本信託から、原則として上記（5）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式の給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行なうために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役に付与される

ポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価格を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行なわれた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行なう。）を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

<ご参考：本制度の仕組み>



- ① 当社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役のポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」という。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役が「役員株式給付規程」に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

④ 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に基づき、予め補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名	現職務
渕上 岩義	理事 総務部 監査役付スタッフ

以上